



鳥取県公報

平成15年 1月31日(金)
第 7 4 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良法による換地計画の決定（5件）（49～53）（耕地課）.....	1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（54）（都市計画課）.....	3
調達公告	一般競争入札の実施（水産課）.....	3
	公募型指名競争入札の実施（3件）（管理課）.....	6

告 示

鳥取県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る河原地区（神馬工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年 1月31日から20日間
- 縦覧に供する場所
河原町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第5工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 1月31日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
東郷町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第6工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 1月31日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
東郷町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓^{ろく}地区（楽仙第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 1月31日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
名和町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓^{ろく}地区（逢坂第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月31日から20日間

3 縦覧に供する場所

中山町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第54号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 3・6・5号古海晩稲線

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立とっとり賀露かっこ館に設置する展示水槽 24基

(2) 調達案件の概要

ア 展示水槽

(ア) ズワイガニ水槽

規格及び数量 2,000mm×1,500mm×1,000mm 1基

構造 前面 2重アクリル製 (板厚10mm及び25mm)
側面及び底面 F R P断熱製
架台 ステンレス製

(イ) ベニズワイガニ水槽

規格及び数量 1,200mm×600mm×450mm 1基

構造 前面 アクリル製 (板厚5mm)
側面及び底面 2重アクリル製 (板厚5mm及び10mm)
架台 ステンレス製 (化粧付)

(ウ) 極冷用ストック水槽

規格及び数量 1,200mm×600mm×450mm 1基

構造 前面 アクリル製 (板厚10mm)
側面及び底面 F R P断熱製
架台 ステンレス製

(エ) タカアシガニ水槽

規格及び数量 直径2,500mm×1,200mm 1基

構造 側面 アクリル製 (板厚20mm)
底面 F R P断熱製
架台 ステンレス製 (化粧付)

(オ) オーストラリアオオガニ水槽

規格及び数量 1,200mm×1,200mm×900mm 1基

構造 全面 アクリル製 (板厚20mm)
架台 ステンレス製 (化粧付)

(カ) タッチング水槽

規格及び数量 3,000mm×1,500mm×300mm 1基

構造 全面 F R P製
架台 ステンレス製 (化粧付)

(キ) 地元産魚類水槽

規格及び数量 3,600mm×2,400mm×1,200mm 1基

構造 全面 アクリル製 (板厚40mm)
架台 ステンレス製 (化粧付)

イ ユニット水槽

規格及び数量 600mm×600mm×450mm 3基

450mm×450mm×450mm 5基

600mm×300mm×350mm 9基

構造 全面 アクリル製 (板厚8mm又は10mm)
架台 ステンレス製 (化粧付)

その他 温度調整・ろ過機器（ろ過槽、循環ポンプ、配管バルブ等）

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書等による。

(4) 納入期限

平成15年 7月31日（木）

(5) 納入場所

鳥取市賀露町1757 - 1283 鳥取県立とっとり賀露かっこ館

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定により更生手続開始の申立をし、又はされた者にあつては、同法による更生計画の認可が平成15年 2月10日（月）までになされていること。

(3) 過去10年間に於いて、アクリル重合接着水槽でアに掲げる要件を満たすもの及びイに掲げる要件を満たすものを製造し、水族館、博物館若しくは動物園又はこれらに類する施設に納入した実績を有する者であること。

ア 高さ1.2メートル以上、直径2.5メートル以上の円形水槽であること

イ 容積10立方メートル以上であること

(4) 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定にする一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けている者であること。

(5) 本調達案件に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課

電話 0857 - 26 - 7339・7680

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 直接交付する場所

(ア) 交付期間及び時間

平成15年 1月31日（金）から同年 2月10日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成15年 1月31日（金）から同年 2月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年 2月21日（金）午前10時30分

鳥取県庁農林水産部入札室（本庁舎 4階）

(4) 郵便による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年 2月24日（月）午後 1時30分

鳥取県庁農林水産部入札室（本庁舎 4階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を4の(1)の場所に平成15年 2月13日（木）午後 5時まで提出し、2の競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の 5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。ただし、本件入札に参加する者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を本契約となるまでの間に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、これを免除する。

7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で会計規則第129条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事（地域戦略プラン）（成橋上部工）

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字吉原から大字三徳まで

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道鳥取鹿野倉吉線の成橋上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式PC単純T^{けた}桁橋

橋 長 L = 37.0m

支 間 長 35.95m

幅 員 W = 10.25m（車道幅員6.0m）

平面線形 曲線（R = 220m）及び緩和曲線区間

架設工法 架設^{けた}桁架設

(5) 工 期 着工の日から280日間

(6) 予定価格 104,706,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日（月）から平成15年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

エ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。

ウ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

エ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(5) その他

入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、現地において架設を実施する期間中、(3)のオ及び(4)のエに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる主任技術者又は監理技術者のいずれかを専任で配置しなければならない。

ア 共同企業体の代表者にあつては、(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

イ 共同企業体の代表者以外の者にあつては、(3)のオの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡那家町大字那家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 ふるさと農道東伯中央地区工事（1 - 2号橋上部工）

(2) 工事場所 東伯郡大栄町大字東高尾

(3) 工事内容

本件工事は、倉吉市桜から中山町羽田井までを結ぶ農道の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 3径間連続非合成^{ぼんげた}鋼桁

橋 長 L = 139.0m

幅 員 W = 7.5m（車道幅員6.0m）

平面線形 単曲線（R = 230m）

(5) 工 期 平成15年3月から平成15年11月28日まで

(6) 予定価格 274,732,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鋼構造物工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,100以上であること。
- (5) 平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日（月）から平成15年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している連続鋼桁橋（道路橋に限る。）の上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
 - イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
 - ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般国道180号防雪工事

(2) 工事場所 日野郡日野町門谷

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般国道180号における防雪工事を実施するものである。

(4) 工事の詳細

ボーリング削孔工 21本（L = 100m）

坑熱交換機設置工 21箇所（L = 100m）

(5) 工 期 着工の日から230日間

(6) 予定価格 83,057,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ さく井工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、さく井工事に係るものを有すること。
- エ 平成15年1月31日（金）から同年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成14年4月1日（月）から平成15年2月12日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるさく井工事の総合評点が600点以上であること。
- イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している地中熱源利用融雪装置設置工に係る工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - (ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、当該共同企業体の代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
 - (イ) 主任技術者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者若しくは同項の規定により実施される2級のさく井に係る技能検定に合格した後にさく井に係る工事に1年以上携わった経験を有する者（以下「第二次試験合格者等」という。）であること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、第二次試験合格者等であり、かつ、さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているさく井工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- ウ 本件工事の施工期間中、(3)のウの(イ)又は(ウ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専

任で配置できること。

(5) その他

入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(3)のウ及び(4)のウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる主任技術者又は監理技術者のいずれかを専任で配置しなければならない。

ア 共同企業体の代表者にあつては、(3)のウの(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者

イ 共同企業体の代表者以外の者にあつては、(3)のウの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は(3)のウの(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年1月31日(金)から同年2月12日(水)までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年1月31日(金)から同年2月12日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ

るとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。